新旧対照表

新旧対照表

現　　行	改　正　案
（特定施設の建築等の届出） 第７条　条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第２条第２号に規定する路外駐車場（駐車の用に供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）及び道路法第２条第２項第７号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあっては特定施設建築等（変更）届（様式第１号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第２号）により行わなければならない。 ２　前項の届出書には、特定施設（路外駐車場等を除く。）の建築等の届出にあっては第１号から第７号まで及び第９号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあっては第１号、第８号及び第９号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあっては当該変更に係る第１号から第９号までに掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図 (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した２面以上の敷地の断面図 (4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図 (5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口（以下「外部出入口」という。）の位置を明示した２面以上の建築物の立面図 (6) 縮尺及び床の高さを明示した２面以上の建築物の断面図 (7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書 (8) 障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図 (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書 （整備状況に関する情報の公表） 第12条の２　条例第24条の２に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第４の２のとおりとする。 ２　条例第24条の２に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。 (1) 主要な出入口の戸の形式 (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無 (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無 (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況 (5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子使用者利用客室」という。）の有無、点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無並びに車椅子使用者利用客室以外の高齢者等の利用に配慮した客室の数 (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無 (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者利用駐車施設」という。）の有無 (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無 (9) 固定式の観覧席又は客席を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース及び集団補聴設備の有無 (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項	（特定施設の建築等の届出） 第７条　条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第２条第２号に規定する路外駐車場（駐車の用に供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）及び道路法第２条第２項第７号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあっては特定施設建築等（変更）届（様式第１号）、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第２号）により行わなければならない。 ２　前項の届出書には、特定施設（路外駐車場等を除く。）の建築等の届出にあっては第１号から第７号まで及び第９号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあっては第１号、第８号及び第９号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあっては当該変更に係る第１号から第９号までに掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図 (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した２面以上の敷地の断面図 (4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図 (5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口（以下「外部出入口」という。）の位置を明示した２面以上の建築物の立面図 (6) 縮尺及び床の高さを明示した２面以上の建築物の断面図 (7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書 (8) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用できる駐車施設を明示した駐車場の平面図 (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書 （整備状況に関する情報の公表） 第12条の２　条例第24条の２に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第４の２のとおりとする。 ２　条例第24条の２に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。 (1) 主要な出入口の戸の形式 (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無 (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無 (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況 (5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子使用者利用客室」という。）の有無、点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無並びに車椅子使用者利用客室以外の高齢者等の利用に配慮した客室の数 (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無 (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者利用駐車施設」という。）の有無 (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無 (9) 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）のうち、固定式の観覧席又は客席（以下「観覧席等」という。）を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者利用区画」という。）及び集団補聴設備の有無 (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

新旧対照表

現　　行

３　前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。
(1) 日本産業規格Ｚ8210に定められている図記号（以下「ＪＩＳ適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
(2) 前項第２号、第３号及び第５号から第９号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。
４　条例第24条の２に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
(1) インターネットの利用
(2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
(3) 前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
５　条例第24条の２の規定による情報の公表は、原則として前項第１号に掲げる方法により行わなければならない。

（建築の規模）
第12条の３　条例別表第１に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表第４の３のとおりとする。
２　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第11条から第21条までの規定を政令第22条第２号から第６号までに掲げる建築物の部分に適用させる場合にあっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル以上（公衆便所にあっては、50平方メートル以上）の規模とする。
（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）
第12条の４　条例第24条の６第１項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる特別特定建築物（条例第24条の３に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
(1) 次号に掲げるもの以外の特別特定建築物　別表第４の４に定めるもの
(2) 政令第10条第２項に規定する条例対象小規模特別特定建築物　政令第11条から第17条まで、第18条（政令第25条第１項において読み替えて準用する場合を除く。）、第20条、第21条、第22条（第１号に係る部分に限る。）、第23条及び第24条に定めるもの並びに別表第４の４に定めるもの
２　政令第５条第１号に規定する公立小学校等及び条例第24条の４に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第４の４の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。
別表第１（第２条関係）

施設の用途	施設の規模
１　学校	全ての規模
２　病院又は診療所（以下「病院等」という。）	
３　次に掲げる集客、集会等を目的とする施設（以下「劇場等」という。） (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 集会場又は公会堂	
４　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下「官公署」という。）	
５　次に掲げる社会福祉施設（以下「老人ホーム等」という。） (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	

改　正　案

３　前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。
(1) 日本産業規格Ｚ8210に定められている図記号（以下「ＪＩＳ適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
(2) 前項第２号、第３号及び第５号から第９号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。
４　条例第24条の２に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
(1) インターネットの利用
(2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
(3) 前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
５　条例第24条の２の規定による情報の公表は、原則として前項第１号に掲げる方法により行わなければならない。
（特別特定建築物に追加する工場の床面積）
第12条の２の２　条例第24条の４第７号に規定する工場の床面積には、全ての生産工程が自動化されること等により通常は人が立ち入らない部分（以下「人が立ち入らない部分」という。）の床面積を含まないものとする。
（建築の規模）
第12条の３　条例別表第１に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表第４の３のとおりとする。
２　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第11条から第22条までの規定を政令第23条第２号から第６号までに掲げる建築物の部分に適用させる場合にあっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル以上（公衆便所にあっては、50平方メートル以上）の規模とする。
（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）
第12条の４　条例第24条の６第１項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる特別特定建築物（条例第24条の３に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
(1) 次号に掲げるもの以外の特別特定建築物　別表第４の４に定めるもの
(2) 政令第10条第２項に規定する条例対象小規模特別特定建築物　政令第11条から第18条まで、第19条（政令第26条第１項において読み替えて準用する場合を除く。）、第21条、第22条、第23条（第１号に係る部分に限る。）、第24条及び第25条に定めるもの並びに別表第４の４に定めるもの
２　政令第５条第１号に規定する公立小学校等及び条例第24条の４に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第４の４の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
別表第１（第２条関係）

施設の用途	施設の規模
１　学校	全ての規模
２　病院又は診療所（以下「病院等」という。）	
３　劇場等	
４　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下「官公署」という。）	
５　次に掲げる社会福祉施設（以下「老人ホーム等」という。） (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	

新旧対照表

現　　行

6　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（以下「運動施設」という。）	
7　博物館、美術館又は図書館（以下「博物館等」という。）	
8　銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「銀行等」という。）	
9　自動車教習所	
10　次に掲げる公共の交通機関の施設（以下「公共の交通機関の施設」という。） (1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設（以下「鉄道駅等」という。） (2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（別表第４の３及び別表第４の４において「停車場等」という。）	
11　公衆便所	
12　公共用歩廊	
13　地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（以下「地下街等」という。）	
14　展示場	床面積の合計100平方メートル以上の規模
15　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物販店舗」という。）	
16　ホテル等	
17　遊技場	
18　公衆浴場	
19　飲食店	
20　理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（以下「理髪店等」という。）	
21　クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「クリーニング取次店等」という。）	
22　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（以下「学習塾等」という。）	
23　路外駐車場等	自動車の停留又は駐車の用に供する部分の床面積の合計500平方メートル以上の規模

別表第２（第４条関係）

施設の用途	施設の規模
1　共同住宅	床面積の合計2,000平方メートル以上又は戸数の合計21戸以上の規模
2　寄宿舎	床面積の合計2,000平方メートル以上又は室数の合計51室以上の規模
3　事務所又は工場（以下「事務所等」という。）	床面積の合計3,000平方メートル以上の規模

別表第３（第６条関係）

第１　公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準

改　正　案

6　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（以下「運動施設」という。）	
7　博物館、美術館又は図書館（以下「博物館等」という。）	
8　銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「銀行等」という。）	
9　自動車教習所	
10　次に掲げる公共の交通機関の施設（以下「公共の交通機関の施設」という。） (1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設（以下「鉄道駅等」という。） (2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（別表第４の３及び別表第４の４において「停車場等」という。）	
11　公衆便所	
12　公共用歩廊	
13　地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（以下「地下街等」という。）	
14　展示場	床面積の合計100平方メートル以上の規模
15　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物販店舗」という。）	
16　ホテル等	
17　遊技場	
18　公衆浴場	
19　飲食店	
20　理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（以下「理髪店等」という。）	
21　クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「クリーニング取次店等」という。）	
22　学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（以下「学習塾等」という。）	
23　路外駐車場等	自動車の停留又は駐車の用に供する部分の床面積の合計500平方メートル以上の規模

別表第２（第４条関係）

施設の用途	施設の規模
1　共同住宅	床面積の合計2,000平方メートル以上又は戸数の合計21戸以上の規模
2　寄宿舎	床面積の合計2,000平方メートル以上又は室数の合計51室以上の規模
3　事務所又は工場（以下「事務所等」という。）	床面積（人が立ち入らない部分の床面積を除く。）の合計3,000平方メートル以上の規模

別表第３（第６条関係）

第１　公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準

新旧対照表

現　　行		
	事項	適用規模
1　高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（以下「高齢者等利用経路」という。）	(1)　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上（オに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。 ア　公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）に、高齢者等が利用する居室（以下「高齢者等利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該高齢者等利用居室までの経路（学校又は共同住宅等の施設であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ　公益的施設等が共同住宅又は寄宿舎である場合　道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。） ウ　公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用便房（車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるものとして知事が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を設ける場合　高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。）から当該車椅子使用者利用便房までの経路 エ　公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路 オ　公益的施設等が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	別表第１及び別表第２に掲げる規模（以下「基準規模」という。）
	(2)　高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	基準規模。ただし、１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用にあっては、次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞ

改　正　案		
	事項	適用規模
1　高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（以下「高齢者等利用経路」という。）	(1)　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上（オに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。 ア　公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）に、高齢者等が利用する居室（以下「高齢者等利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該高齢者等利用居室（劇場等の施設であって、当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは、当該車椅子使用者利用区画）までの経路（学校又は共同住宅等の施設であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ　公益的施設等が共同住宅又は寄宿舎である場合　道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。） ウ　公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用便房（車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるものとして知事が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を設ける場合　高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは道等、劇場等の施設であって当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは当該車椅子使用者利用区画。エにおいて同じ。）から当該車椅子使用者利用便房までの経路 エ　公益的施設等又はその敷地に車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路 オ　公益的施設等が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	別表第１及び別表第２に掲げる規模（以下「基準規模」という。）
	(2)　高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	基準規模。ただし、１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用にあっては、次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞ

新旧対照表

現　　行			
			れ次に定める規模とする。 ア　イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等　床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 イ　公衆便所　床面積の合計50平方メートル以上の規模 ウ　路外駐車場等　基準規模
	２～６　（略）	（略）	（略）
	7　便所	(1)　高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとすること。 ア　出入口のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。以下７において同じ。）は、次に掲げるものとすること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a　幅は、90センチメートル以上であること。 b　勾配は、12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては８分の１を超えないものであること。 (ｲ)　２の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 イ　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	基準規模

改　正　案			
			れ次に定める規模とする。 ア　イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等　床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 イ　公衆便所　床面積の合計50平方メートル以上の規模 ウ　路外駐車場等　基準規模
	２～６　（略）	（略）	（略）
	7　便所	(1)　高齢者等が利用する便所を、特定の階に偏ることなく設けることその他の高齢者等が当該便所を利用する上で支障がない位置に、高齢者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 ア　地上階であって、高齢者等が利用する便所を１以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ　高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 a　公衆便所　基準規模 b　次に掲げる公益的施設等　床面積の合計2,000平方メートル (a)　物販店舗 (b)　ホテル等 (c)　遊技場 (d)　クリーニング取次店等 (e)　共同住宅 (f)　寄宿舎
		(2)　高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとすること。 ア　出入口のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。以下この７において同じ。）は、次に掲げるものとすること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 a　幅は、90センチメートル以上であること。 b　勾配は、12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 (ｲ)　２の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 イ　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	基準規模

新旧対照表

現　　行			
		(2)　高齢者等が利用する便所のうち１以上は、次に掲げるものとすること。 ア　次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (ｲ)　洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (ｳ)　水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ　男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けるものであること。	
		(3)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、次に掲げる車椅子使用者利用便房を１以上設けること。 ア　出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ　戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ　腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 エ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 オ　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 カ　便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 キ　車椅子使用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (ｱ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｲ)　(2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(ｲ)について	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 a　公衆便所　基準規模 b　次に掲げる公益的施設等　床面積の合計2,000平方メートル (a)　物販店舗 (b)　ホテル等 (c)　遊技場 (d)　クリーニング取次店等 (e)　共同住宅 (f)　寄宿舎

改　正　案			
		(3)　高齢者等が利用する便所のうち１以上は、次に掲げるものとすること。 ア　次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (ｲ)　洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (ｳ)　水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ　男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けるものであること。	
		(4)　(1)により高齢者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち１以上（当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、令和６年国土交通省告示第1074号の第３に定める数以上）に、次に掲げる車椅子使用者利用便房を１以上設けること。ただし、同告示第５の各号（公衆便所にあっては、同告示第５の第１号から第３号まで）に掲げる場合にあっては、この限りでない。 ア　出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ　戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ　腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 エ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 オ　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。 カ　便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 キ　車椅子使用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (ｱ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｲ)　(3)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(3)のアの(ｲ)については、この限りでない。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあっては、基準規模とする。

新旧対照表

現　　行			
		は、この限りでない。 ク　便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房を設けた便所である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	
		(4)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、(3)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を１以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア　車椅子使用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウを除く。） イ　共同住宅 ウ　寄宿舎	基準規模
		(5)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を１以上設けること。 ア　オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けるものであること。 イ　次に掲げる公益的施設等にあっては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (ｱ)　病院等 (ｲ)　劇場等 (ｳ)　官公署 (ｴ)　博物館等 (ｵ)　展示場 (ｶ)　物販店舗 (ｷ)　飲食店	a　アに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。 b　イ及びウに掲げる事項にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

改　正　案			
		ク　便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房を設けた便所である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	
		(5)　(4)の場合において、令和６年国土交通省告示第1074号の第５の第４号の算出方法の例により算出した車椅子使用者利用便房の数の合計が０となるときは、高齢者等が利用する便所の１以上に、(4)のアからクまでに掲げる構造の車椅子使用者利用便房を１以上設けること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
		(6)　(1)により高齢者等が利用する便所を設ける階を有する公益的施設等には、当該高齢者等が利用する便所の１以上に、車椅子使用者利用便房を１以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア　公衆便所 イ　物販店舗 ウ　ホテル等 エ　遊技場 オ　クリーニング取次店等 カ　共同住宅 キ　寄宿舎 ク　事務所等	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		(7)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、(4)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を１以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア　車椅子使用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウに掲げる公益的施設等を除く。） イ　共同住宅 ウ　寄宿舎	基準規模
		(8)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。

新旧対照表

現　　行				
		ウ　イに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。		
		(6)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を１以上設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア　学校 イ　老人ホーム等 ウ　自動車教習所 エ　遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ｱ)　公衆便所　基準規模 (ｲ)　次に掲げる公益的施設等　床面積の合計2,000平方メートル a　物販店舗 b　ホテル等	

改　正　案				
		(9)　(8)に掲げるもののほか、高齢者等が利用する便所のうち１以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を１以上設けること。 ア　次に掲げる公益的施設等にあっては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (ｱ)　病院等 (ｲ)　劇場等 (ｳ)　官公署 (ｴ)　博物館等 (ｵ)　展示場 (ｶ)　物販店舗 (ｷ)　飲食店 イ　アに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模	
		(10)　高齢者等が利用する便所のうち１以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台（以下「おむつ交換台」という。）（以下これらを「乳幼児設備等」という。）を１以上（床面積の合計が5,000平方メートル以上（物販店舗及びホテル等にあっては、10,000平方メートル以上）である場合にあっては、高齢者等が利用する便所のうち１以上に乳幼児施設等を２以上、又は高齢者等が利用する便所のうち２以上に乳幼児設備等をそれぞれ１以上）設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。 ア　学校 イ　老人ホーム等 ウ　自動車教習所	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ｱ)　公衆便所　基準規模 (ｲ)　次に掲げる公益的施設等　床面積の合計2,000平方メートル a　物販店舗 b　ホテル等	

新旧対照表

現　　行			
		オ　理髪店等 カ　クリーニング取次店等 キ　学習塾等 ク　路外駐車場等 ケ　共同住宅 コ　寄宿舎 サ　事務所等	
	8　ホテル等の客室	(1)　ホテル等にあっては、次に掲げる車椅子使用者利用客室を１以上設けること。 ア　客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあっては、100センチメートル）以上であること。 イ　客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ　客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。オにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。 (ｱ)　出入口は、７の(1)のアの(ｱ)及び(ｲ)に掲げるものであること。 (ｲ)　７の(2)のアの(ｱ)及び(ｳ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ｳ)　便房は、７の(3)のイからオまでに掲げるものであって、便房の出入口は２の(2)のア及びエに掲げるものであること。 (ｴ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｵ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ　浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が１以上設けられている場合は、この限りでない。 (ｱ)　出入口は、２の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 (ｲ)　車椅子使用者が円滑に利用することが	客室の総数50室以上の規模

改　正　案			
		エ　遊技場 オ　理髪店等 カ　クリーニング取次店等 キ　学習塾等 ク　路外駐車場等 ケ　共同住宅 コ　寄宿舎 サ　事務所等	
	8　ホテル等の客室	(1)　ホテル等にあっては、次に掲げる車椅子使用者利用客室を客室の総数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。 ア　客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等（浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。）までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあっては、100センチメートル）以上であること。 イ　客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ　客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。オにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。 (ｱ)　出入口は、７の(2)のアの(ｱ)及び(ｲ)に掲げるものであること。 (ｲ)　７の(3)のアの(ｱ)及び(ｳ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ｳ)　便房は、７の(4)のイからオまでに掲げるものであって、便房の出入口は２の(2)のア及びエに掲げるものであること。 (ｴ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｵ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ　浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が１以上設けられている場合は、この限りでない。 (ｱ)　出入口は、２の(2)のアからエまでに掲げるものであること。 (ｲ)　車椅子使用者が円滑に利用することが	客室の総数50室以上の規模

新旧対照表

現　　行			
		できるよう十分な空間が確保されているものであること。 (ｳ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｴ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｵ)　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 (ｶ)　洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。	
		(2)～(4)　(略)	(略)
9　(略)		(略)	(略)
10　駐車場		(1)　高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる車椅子使用者利用駐車施設を１以上設けること。 ア　幅は、350センチメートル以上であること。 イ　高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ　区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用駐車施設である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 エ　駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用駐車施設を設けた旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、車椅子使用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ｱ)　公衆便所　床面積の合計50平方メートル (ｲ)　路外駐車場等　基準規模
		(2)　高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合には、(1)に掲げる車椅子使用者利用駐車施設を１以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。	基準規模

改　正　案			
		できるよう十分な空間が確保されているものであること。 (ｳ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｴ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｵ)　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。 (ｶ)　洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。	
		(2)～(4)　(略)	(略)
9　(略)		(略)	(略)
10　駐車場		(1)　高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合を除き、次に掲げる車椅子使用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）に100分の２を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この10において同じ。）以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合にあっては、当該駐車施設の数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上）、設けること。 ア　幅は、350センチメートル以上であること。 イ　高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ　区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用駐車施設である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 エ　駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用駐車施設を設けた旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、車椅子使用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2)　令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を１以上設けること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。 (ｱ)　公衆便所　床面積の合計50平方メートル (ｲ)　路外駐車場等　基準規模
		(3)　高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設ける場合には、令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合を除き、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の２を乗	基準規模

新旧対照表

現　　行

11～14　（略）	（略）	（略）
15　固定観覧席	劇場等に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。 (1)　次に掲げる車椅子使用者が円滑に利用できる区画を１以上設けるものであること。 ア　室の出入口の付近に設けるものであること。 イ　室の出入口から当該区画までの通路の床面に高低差がある場合には、５の(1)のアからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は６の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 ウ　間口は90センチメートル以上であって、奥行きは140センチメートル以上であること。 (2)　集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考　１　事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。
２　１の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により９の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、１の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。
３　適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあっては、「自動車の停留又は駐車の用に供する部分の面積」とする。

第２　公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
１～６　（略）	（略）	（略）
７　便所	第１の７（(4)並びに(5)のイ及びウを除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。	全ての規模。ただし、第１の７の(5)のアに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。

改　正　案

	じて得た数以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上）、設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4)　高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設け、かつ、令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を１以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。	
11～14　（略）	（略）	（略）
15　固定式の観覧席等	劇場等に固定式の観覧席等を設ける場合には、次に掲げるものとすること。 (1)　次に掲げる車椅子使用者利用区画を２以上（当該劇場等に設ける観覧席等の数が400を超える場合にあっては、当該観覧席等の数に200分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上）設けるものであること。 ア　幅は90センチメートル以上であって、奥行きは140センチメートル以上であること。 イ　床は、平らとすること。 (2)　集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考　１　事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。
２　１の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により９の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、１の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。
３　適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあっては、「自動車の停留又は駐車の用に供する部分の面積」とする。

第２　公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準	
	事項	適用規模
１～６　（略）	（略）	（略）
７　便所	第１の７（(5)から(7)まで及び(9)を除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。この場合においては、第１の７の(4)	全ての規模。ただし、第１の７の(8)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。

新旧対照表

現　　行		
8　（略）	（略）	（略）
9　駐車場	第１の10に掲げるものとすること。	(1)　第１の10の(1)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2)　第１の10の(2)に掲げる事項にあっては、全ての規模
10～17　（略）	（略）	（略）

備考　１　事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。

２　整備基準を第１の基準に掲げるものとする場合においては、第１の事項の欄中「公益的施設等」とあるのは、「公共の交通機関の施設」とする。

３　整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

第３　（略）

第４　公園等に関する整備基準

整備箇所	整備基準
１～５　（略）	（略）
6　便所	(1)　省令第８条から第10条まで（省令第９条第３項において準用する同条第１項第１号イを除く。）の基準に同じ。 (2)　省令第８条第１項の便所の１以上に、第１の７の(2)のアの(ｱ)から(ｳ)までに掲げる洗面所を設けるものとすること。 (3)　省令第８条第１項の便所の１以上に、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を１以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものとすること。 (4)　省令第９条第１項の便所にあっては、次に掲げるものとすること。 ア　省令第９条第１項第１号ハの傾斜路にあっては、幅は90センチメートル以上とし、勾配は12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 イ　省令第９条第１項第１号ニの標識にあっては、ＪＩＳ適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ　省令第９条第１項第１号ホの戸にあっては、次に掲げるものであること。 (ｱ)　戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (ｲ)　戸の前後に高低差を設けないものであること。 (5)　省令第９条第２項の便房にあっては、次に掲げるものとすること。 ア　出入口の幅は、85センチメートル以上であること。

改　正　案		
	中「同告示第５の各号（公衆便所にあっては、同告示第５の第１号から第３号まで）」とあるのは、「同告示第５の第１号から第３号まで」とする。	
8　（略）	（略）	（略）
9　駐車場	第１の10に掲げるものとすること。	(1)　第１の10の(1)及び(2)に掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2)　第１の10の(3)及び(4)に掲げる事項にあっては、全ての規模
10～17　（略）	（略）	（略）

備考　１　事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。

２　整備基準を第１の基準に掲げるものとする場合においては、第１の事項の欄中「公益的施設等」とあるのは、「公共の交通機関の施設」とする。

３　整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

第３　（略）

第４　公園等に関する整備基準

整備箇所	整備基準
１～５　（略）	（略）
6　便所	(1)　省令第８条から第10条まで（省令第９条第３項において準用する同条第１項第１号イを除く。）の基準に同じ。 (2)　省令第８条第１項の便所の１以上に、第１の７の(3)のアの(ｱ)から(ｳ)までに掲げる洗面所を設けるものとすること。 (3)　省令第８条第１項の便所の１以上に、乳幼児設備等を１以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものとすること。 (4)　省令第９条第１項の便所にあっては、次に掲げるものとすること。 ア　省令第９条第１項第１号ハの傾斜路にあっては、幅は90センチメートル以上とし、勾配は12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 イ　省令第９条第１項第１号ニの標識にあっては、ＪＩＳ適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ　省令第９条第１項第１号ホの戸にあっては、次に掲げるものであること。 (ｱ)　戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (ｲ)　戸の前後に高低差を設けないものであること。 (5)　省令第９条第２項の便房にあっては、次に掲げるものとすること。 ア　出入口の幅は、85センチメートル以上であること。

新旧対照表

現　　行	
	イ　省令第９条第２項第２号の標識にあっては、ＪＩＳ適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (6)　省令第８条第２項第２号の便所にあっては、次に掲げるものとすること。 ア　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 イ　第１の７の(2)のアの(ｱ)から(ｳ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第１の７の(2)のアの(ｲ)については、この限りでない。 ウ　省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第９条第２項第２号の標識にあっては、ＪＩＳ適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 エ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
７～９　（略）	（略）

備考　整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第４の３（第12条の３関係）

建築物	基準規定	規模
１　条例別表第１の１の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第１項第１号	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第１項第２号、第17条、第18条第２項第１号（１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び第５号	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2)　公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第２項第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2)　停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第２項第３号及び第４号イ	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2)　停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条から第21条まで	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模

改　正　案	
	イ　省令第９条第２項第２号の標識にあっては、ＪＩＳ適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。 ウ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (6)　省令第８条第２項第２号の便所にあっては、次に掲げるものとすること。 ア　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 イ　第１の７の(3)のアの(ｱ)から(ｳ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第１の７の(3)のアの(ｲ)については、この限りでない。 ウ　省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第９条第２項第２号の標識にあっては、ＪＩＳ適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口又はその付近の見やすい位置に設けるものであること。 エ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
７～９　（略）	（略）

備考　整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるのは、「高齢者等」とする。

別表第４の３（第12条の３関係）

建築物	基準規定	規模
１　条例別表第１の１の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第１項	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第２項	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第３項、第18条並びに第19条第２項第１号（１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）及び同項第５号	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2)　公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第15条	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第２項第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2)　停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第２項第３号及び第４号イ	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2)　停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第20条から第22条まで	(1)　公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模

新旧対照表

現　　行			
			(2)　学校にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3)　学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	2　条例別表第１の15の項から22の項までに掲げる建築物	政令第14条第１項第１号及び第19条から第21条まで	(1)　次に掲げる建築物にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 ア　物販店舗 イ　ホテル等 ウ　遊技場 エ　クリーニング取次店等 (2)　(1)のアからエまでを除く建築物にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		政令第14条第１項第２号、第17条並びに第18条第２項第１号、第３号、第４号イ及び第５号	条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
		政令第18条第２項第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	(1)　ホテル等にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2)　展示場及びホテル等を除く建築物にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		政令第18条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	3　条例別表第１の23の項に掲げる建築物	政令第14条第１項第１号、第18条第２項第２号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第19条から第21条まで	条例別表第１の23の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		政令第14条第１項第２号並びに第18条第２項第３号及び第４号イ	条例別表第１の23の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、建築物の床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	4　条例別表第１の24の項に掲げる建築物	政令第14条第１項第１号及び第２号、第17条、第18条第２項第１号、第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第３号、第４号イ及び第５号並びに第19条から第21条まで	条例別表第１の24の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

改　正　案			
			(2)　学校にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3)　学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	2　条例別表第１の15の項から22の項までに掲げる建築物	政令第14条第１項及び第20条から第22条まで	(1)　次に掲げる建築物にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 ア　物販店舗 イ　ホテル等 ウ　遊技場 エ　クリーニング取次店等 (2)　(1)のアからエまでを除く建築物にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		政令第14条第２項及び第３項、第18条並びに第19条第２項第１号、第３号、第４号イ及び第５号	条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
		政令第19条第２項第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	(1)　ホテル等にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2)　展示場及びホテル等を除く建築物にあっては、条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		政令第19条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第１の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	3　条例別表第１の23の項に掲げる建築物	政令第14条第１項、第19条第２項第２号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第20条から第22条まで	条例別表第１の23の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
		政令第14条第２項及び第３項並びに第19条第２項第３号及び第４号イ	条例別表第１の23の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、建築物の床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	4　条例別表第１の24の項に掲げる建築物	政令第14条第１項から第３項まで、第18条、第19条第２項第１号、第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第３号、第４号イ及び第５号並びに第20条から第22条まで	条例別表第１の24の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

新旧対照表

現　　行

	政令第18条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第１の24の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
５　条例別表第１の25の項に掲げる建築物	政令第14条第１項第１号及び第２号、第17条、第18条第２項第１号、第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第３号、第４号イ及び第５号並びに第19条から第21条まで	条例別表第１の25の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第１の25の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考　基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る第12条の４第１項各号に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

別表第４の４（第12条の４関係）

建築物 特定施設	事項
１　出入口	(1)　視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (2)　停車場等にあっては、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第２条第１号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。 (3)　政令第18条第２項第２号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。
２　廊下等	政令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとすること。 (1)　次に掲げる特別特定建築物にあっては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア　病院等 イ　老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） (2)　階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 ア　勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 イ　高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 ウ　主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける部分 (3)　次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計5,000平方メートル以上のものに限る。）にあっては、移動等円滑化経路（政令第18条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下

改　正　案

	政令第19条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第１の24の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
５　条例別表第１の25の項に掲げる建築物	政令第14条第１項から第３項まで、第18条、第19条第２項第１号、第２号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第３号、第４号イ及び第５号並びに第20条から第22条まで	条例別表第１の25の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第19条第２項第２号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第１の25の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考　基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る第12条の４第１項各号に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

別表第４の４（第12条の４関係）

建築物 特定施設	事項
１　出入口	(1)　視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (2)　停車場等にあっては、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第２条第１号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。 (3)　政令第19条第２項第２号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。
２　廊下等	政令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとすること。 (1)　次に掲げる特別特定建築物にあっては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア　病院等 イ　老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。） (2)　階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 ア　勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 イ　高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 ウ　主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける部分 (3)　次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計5,000平方メートル以上のものに限る。）にあっては、移動等円滑化経路（政令第19条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下

新旧対照表

現　　行		
		同じ。）上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を１以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。 ア　病院等 イ　劇場等 ウ　運動施設 エ　博物館等 オ　展示場 カ　物販店舗 キ　ホテル等 ク　飲食店 (4)　固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち１以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとすること。 ア　高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。 イ　下部に高さ65センチメートル以上であって、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。 (5)　停車場等にあっては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路であること。 ア　外部出入口から乗降場までの経路のうち１以上の廊下等の部分 イ　アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分
３・４　（略）	（略）	
5　エレベーターその他の昇降機	(1)　政令第18条第２項第５号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとすること。 ア　籠内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 イ　籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 ウ　籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 エ　籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ　籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。 カ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。 キ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ｱ)　籠の幅は140センチメートル以上であること。 (ｲ)　籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。	

改　正　案		
		同じ。）上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を１以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。 ア　病院等 イ　劇場等 ウ　運動施設 エ　博物館等 オ　展示場 カ　物販店舗 キ　ホテル等 ク　飲食店 (4)　固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち１以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとすること。 ア　高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。 イ　下部に高さ65センチメートル以上であって、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。 (5)　停車場等にあっては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第22条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路であること。 ア　外部出入口から乗降場までの経路のうち１以上の廊下等の部分 イ　アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分
３・４　（略）	（略）	
5　エレベーターその他の昇降機	(1)　政令第19条第２項第５号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとすること。 ア　籠内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 イ　籠内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 ウ　籠内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。 エ　籠内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ　籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。 カ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。 キ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ｱ)　籠の幅は140センチメートル以上であること。 (ｲ)　籠は、車椅子の転回に支障がない構造であること。	

新旧対照表

現　　行			改　正　案		
		ク　停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ｱ)　籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (ｲ)　籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。 (2)　床面積の合計2,000平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあっては、次に掲げるエレベーターを設けること。 ア　移動等円滑化経路と連結するものであること。 イ　籠の幅は100センチメートル以上であって、奥行きは110センチメートル以上であること。 ウ　政令第18条第２項第５号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものであること。 (3)　停車場等及び床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等を除く。）にあっては、籠の幅が100センチメートル以上であって、かつ、奥行きが110センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち１以上を政令第18条第２項第５号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものとすること。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。 (4)　政令第18条第２項第６号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。		ク　停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 (ｱ)　籠及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設けられていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (ｲ)　籠及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。 (2)　床面積の合計2,000平方メートル以上の共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあっては、次に掲げるエレベーターを設けること。 ア　移動等円滑化経路と連結するものであること。 イ　籠の幅は100センチメートル以上であって、奥行きは110センチメートル以上であること。 ウ　政令第19条第２項第５号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものであること。 (3)　停車場等及び床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物（停車場等を除く。）にあっては、籠の幅が100センチメートル以上であって、かつ、奥行きが110センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち１以上を政令第19条第２項第５号（ハ、チ及びリを除く。）及び(1)のアからカまでに掲げるものとすること。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。 (4)　政令第19条第２項第６号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。	
6　便所		(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げるものとすること。 ア　出入口のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。以下６において同じ。）は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　幅は、80センチメートル以上であること。 (ｲ)　床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 ａ　幅は、90センチメートル以上であること。 ｂ　勾配は、12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 (ｳ)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。 (ｴ)　戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 イ　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害	6　便所	(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものとすること。 ア　出入口のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。以下この６において同じ。）は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　幅は、80センチメートル以上であること。 (ｲ)　床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 ａ　幅は、90センチメートル以上であること。 ｂ　勾配は、12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 (ｳ)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。 (ｴ)　戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 イ　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害	

新旧対照表

現　　行	改　正　案
者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所をそれぞれ１以上設けるものとすること。 ア　次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (ｲ)　洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (ｳ)　水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ　次に掲げる構造の腰掛式便房を１以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舎及び政令第14条第１項第１号の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く。）を除く。 (ｱ)　戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 (ｲ)　腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 (ｳ)　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 ウ　次に掲げる特別特定建築物にあっては、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を１以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。 (ｱ)　特別特定建築物（次に掲げる特別特定建築物並びに(ｲ)及び(ｳ)に掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの a　学校 b　老人ホーム等 c　自動車教習所 d　遊技場 e　理髪店等 f　クリーニング取次店等 g　学習塾等 h　路外駐車場等 i　共同住宅	者等が利用する便所のうち１以上は、次に掲げるものをそれぞれ１以上設けるものとすること。 ア　次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (ｱ)　洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。 (ｲ)　洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。 (ｳ)　水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。 イ　次に掲げる構造の腰掛式便房を１以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舎及び政令第14条第２項の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舎を除く。）を除く。 (ｱ)　戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 (ｲ)　腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。 (ｳ)　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 (3)　次のアからウまでに掲げる特別特定建築物には、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち１以上に、乳幼児設備等を当該アからウまでに定める数以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及びおむつ交換台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。 ア　特別特定建築物（学校、老人ホーム等、自動車教習所、遊技場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎、事務所等並びにイ及びウに掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの　１（床面積の合計が5,000平方メートル以上である場合にあっては、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する数） (ｱ)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち１以上に乳幼児設備等を設ける場合　２ (ｲ)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち２以上に乳幼児設備等を設ける場合　当該便所のそれぞれに１

新旧対照表

現　　行	改　正　案
j　寄宿舎 k　事務所等 (ｲ)　停車場等及び公衆便所	イ　停車場等及び公衆便所　１（床面積の合計が5,000平方メートル以上である場合にあっては、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する数） (ｱ)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち１以上に乳幼児設備等を設ける場合　２ (ｲ)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち２以上に乳幼児設備等を設ける場合　当該便所のそれぞれに１
(ｳ)　次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの a　物販店舗 b　ホテル等	ウ　物販店舗又はホテル等であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの　１（床面積の合計が10,000平方メートル以上である場合にあっては、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する数） (ｱ)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち１以上に乳幼児設備等を設ける場合　２ (ｲ)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち２以上に乳幼児設備等を設ける場合　当該便所のそれぞれに１
(3)　政令第14条第１項第１号の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、次に掲げるものとすること。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。 ア　出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ　戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 エ　便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 オ　車椅子使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (ｱ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｲ)　(2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(ｲ)については、この限りでない。 カ　便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房を設けた便所である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。	(4)　政令第14条第２項の規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、次に掲げるものとすること。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。 ア　出入口の幅は、85センチメートル以上であること。 イ　戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。 ウ　便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。 エ　便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 オ　車椅子使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (ｱ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｲ)　(2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(ｲ)については、この限りでない。 カ　便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者用便房を設けた便所である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
(4)　政令第14条第１項第２号の規定により設けるものとする便房は、次に掲げるものとすること。 ア　次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに限る。）にあっては、フラッシュバ	(5)　政令第14条第３項の規定により設けるものとする便房のほか、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち１以上に次に掲げる事項のいずれにも該当する便房を１以上設けるものとすること。 ア　次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに限る。）にあっては、フラッシュバ

新旧対照表

現　　行			
		ルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (ｱ)　病院等 (ｲ)　劇場等 (ｳ)　官公署 (ｴ)　博物館等 (ｵ)　展示場 (ｶ)　物販店舗 (ｷ)　飲食店 イ　アに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。 (5)　政令第14条第２項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けること。 (6)　停車場等にあっては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。	
	7　ホテル等の客室	(1)　政令第15条第２項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとすること。 ア　客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあっては、100センチメートル）以上であること。	

改　正　案			
		ルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。 (ｱ)　病院等 (ｲ)　劇場等 (ｳ)　官公署 (ｴ)　博物館等 (ｵ)　展示場 (ｶ)　物販店舗 (ｷ)　飲食店 イ　アに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。 (6)　政令第14条第４項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けること。 (7)　停車場等にあっては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。 (8)　停車場等及び公衆便所には、政令第14条第１項の規定により便所を設ける階に、当該便所のうち１以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を１以上設けること。 (9)　政令第14条第２項の場合において、令和６年国土交通省告示第1074号の第５の第４号の算出方法により算出した車椅子使用者用便房の数の合計が０となるときは、便所のうち１以上に(4)に規定する車椅子使用者用便房を１以上設けること。 (10)　政令第14条第１項の規定により便所を設ける階を有する特別特定建築物（次に掲げる特別特定建築物を除く。）であって、床面積の合計1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものには、(4)に規定する車椅子使用者用便房を１以上設けること。 ア　公衆便所 イ　停車場等 ウ　物販店舗 エ　ホテル等 オ　遊技場 カ　クリーニング取次店等 キ　共同住宅 ク　寄宿舎 ケ　事務所等	
	7　ホテル等の客室	(1)　政令第16条第２項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとすること。 ア　客室の出入口から当該客室に設ける便所及び浴室等までの経路の幅は、80センチメートル（これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあっては、100センチメートル）以上であること。	

新旧対照表

現　　行	改　正　案
イ　客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ　客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ　政令第15条第２項第１号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　政令第15条第２項第１号イの規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。 (ｲ)　出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 ａ　幅は、90センチメートル以上であること。 ｂ　勾配は、12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 (ｳ)　出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (ｴ)　便所内に、６の(2)のアの(ｱ)及び(ｳ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ｵ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｶ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ　政令第15条第２項第２号の規定によるものとする浴室等は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (ｲ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｳ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｴ)　洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。 (2)　客室の総数が50室以上のホテル等にあっては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を１以上設けること。 (3)　床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第４号に掲げる営業又は旅館業法第２条第３項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。(3)及び(4)において同じ。）にあっては、車椅子使用者用客室以外の客室（(3)及び(4)において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとすること。 ア　次に掲げる経路のうちそれぞれ１以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、政令第18条第２項第４号に規定する傾斜路、同項第５号に規定するエレベーター又は同項第６号に規定するエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	イ　客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から当該ベッドの長辺の側までの経路の幅は、80センチメートル以上であること。 ウ　客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。 エ　政令第16条第２項第１号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　政令第16条第２項第１号イの規定により設けるものとする車椅子使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。 (ｲ)　出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。 ａ　幅は、90センチメートル以上であること。 ｂ　勾配は、12分の１を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないものであること。 (ｳ)　出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (ｴ)　便所内に、６の(2)のアの(ｱ)及び(ｳ)に掲げる洗面所を設けるものであること。 (ｵ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｶ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 オ　政令第16条第２項第２号の規定によるものとする浴室等は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (ｲ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｳ)　点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (ｴ)　洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。 (2)　客室の総数が50室以上のホテル等にあっては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を１以上設けること。 (3)　床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第４号に掲げる営業又は旅館業法第２条第３項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除く。(3)及び(4)において同じ。）にあっては、車椅子使用者用客室以外の客室（(3)及び(4)において「一般客室」という。）までの経路は、次に掲げるものとすること。 ア　次に掲げる経路のうちそれぞれ１以上を、階段又は段を設けない経路とすること。ただし、政令第19条第２項第４号に規定する傾斜路、同項第５号に規定するエレベーター又は同項第６号に規定するエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

新旧対照表

現　　行	改　正　案
(ｱ)　道等から一般客室までの経路 (ｲ)　ホテル等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 イ　アの(ｱ)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(ｱ)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。 (4)　床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等にあっては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあっては、ア、カの(ｳ)並びにキの(ｳ)及び(ｴ)に掲げるもの）とすること。 ア　客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ　客室内（次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ｱ)から(ｳ)までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。 (ｱ)　一の客室内に複数の階がある場合　当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (ｲ)　勾配が12分の１を超えない傾斜路を併設する場合　当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ｳ)　浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合　当該高低差の部分 ウ　客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ１以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあっては、100センチメートル）以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 エ　客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から１以上のベッドの長辺の側まで（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあっては、１以上のベッドまで）の１以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 オ　客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 カ　客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を１以上設けること。	(ｱ)　道等から一般客室までの経路 (ｲ)　ホテル等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 イ　アの(ｱ)に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、アの(ｱ)中「道等」とあるのは、「ホテル等の車寄せ」とする。 (4)　床面積の合計1,000平方メートル以上のホテル等にあっては、一般客室（一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）は、次に掲げるもの（当該一般客室内の知事が別に定める和式の構造及び設備を有する部分にあっては、ア、カの(ｳ)並びにキの(ｳ)及び(ｴ)に掲げるもの）とすること。 ア　客室の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ　客室内（次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ｱ)から(ｳ)までに定める部分を除く。）に階段又は段を設けないこと。ただし、建築物の用途の変更をしてホテル等にする場合は、この限りでない。 (ｱ)　一の客室内に複数の階がある場合　当該客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (ｲ)　勾配が12分の１を超えない傾斜路を併設する場合　当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ｳ)　浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合　当該高低差の部分 ウ　客室の出入口からカに規定する便所及びキに規定する浴室等までのそれぞれ１以上の経路の幅は、80センチメートル（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）以上の場合において、これらの経路が内角90度以内に屈曲する箇所にあっては、100センチメートル）以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 エ　客室内にベッドを置く場合にあっては、客室の出入口から１以上のベッドの長辺の側まで（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあっては、１以上のベッドまで）の１以上の経路の幅は、80センチメートル以上であること。ただし、床面積が15平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、19平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 オ　客室内の適切な場所に車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 カ　客室内に便所を設ける場合には、次に掲げる便所を１以上設けること。

新旧対照表

現　　行			改　正　案		
		(ｱ)　出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあっては、70センチメートル）以上であること。 (ｲ)　車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ｳ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 キ　客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を１以上設けること。 (ｱ)　出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあっては、70センチメートル）以上であること。 (ｲ)　車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ｳ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｴ)　適切な位置に手すりを設けるものであること。		(ｱ)　出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあっては、70センチメートル）以上であること。 (ｲ)　車椅子使用者が便器及び洗面器に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ｳ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 キ　客室内に浴室等を設ける場合には、次に掲げる浴室等を１以上設けること。 (ｱ)　出入口の幅は、75センチメートル（床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合にあっては、70センチメートル）以上であること。 (ｲ)　車椅子使用者が浴槽に車椅子を使用して近づくことができる空間が確保されているものであること。ただし、床面積が18平方メートル（２以上のベッドを置く客室にあっては、22平方メートル）未満の場合は、この限りでない。 (ｳ)　床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ｴ)　適切な位置に手すりを設けるものであること。	
8　敷地内の通路		(1)　政令第16条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 ア　段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　政令第12条第６号並びに３の(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げるものであること。 (ｲ)　停車場等にあっては、３の(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 イ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　４の(2)及び(3)に掲げるものであること。 (ｲ)　勾配が20分の１を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (2)　政令第18条第２項第７号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けること。 ア　表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ　車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 (3)　視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち１以上を、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、停車場等を除く特別特定建築物であって、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 ア　建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内		8　敷地内の通路	(1)　政令第17条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 ア　段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　政令第12条第６号並びに３の(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げるものであること。 (ｲ)　停車場等にあっては、３の(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 イ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ｱ)　４の(2)及び(3)に掲げるものであること。 (ｲ)　勾配が20分の１を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (2)　政令第19条第２項第７号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けること。 ア　表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ　車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 (3)　視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち１以上を、政令第22条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、停車場等を除く特別特定建築物であって、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 ア　建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内	

新旧対照表

現　　行			改　正　案		
		部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 イ　敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第21条第２項及び(5)に規定するものである場合 (4)　停車場等にあっては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの経路は、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。 (5)　敷地内の通路の次に掲げる部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち２の(2)のアからウまで、３の(5)のア及びイ並びに４の(4)のアからエまでに掲げる部分並びに勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分は、この限りでない。 ア　段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 イ　段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 ウ　車路に近接する部分 エ　車路を横断する部分		部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合 イ　敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第22条第２項及び(5)に規定するものである場合 (4)　停車場等にあっては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの経路は、政令第22条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。 (5)　敷地内の通路の次に掲げる部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち２の(2)のアからウまで、３の(5)のア及びイ並びに４の(4)のアからエまでに掲げる部分並びに勾配が20分の１を超えない傾斜がある部分及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分は、この限りでない。 ア　段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 イ　段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 ウ　車路に近接する部分 エ　車路を横断する部分	
	9　駐車場	(1)　政令第17条第２項の規定によるものとする車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。 ア　区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 イ　駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設を設けている旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、車椅子使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2)　駐車台数が30台以上の駐車場（共同住宅及び寄宿舎に設けるものを除く。）であって、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、政令第17条第１項及び(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を１以上設けること。		9　駐車場	(1)　政令第18条第２項の規定によるものとする車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。 ア　区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設である旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 イ　駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設を設けている旨をＪＩＳ適合図を用いて表示し、車椅子使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2)　政令第18条第１項の場合において、令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合に該当するときは、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を１以上設けること。 (3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設ける場合には、令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合を除き、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を政令第18条第１項各号に定める数以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設け、かつ、令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合には、(1)に規定する車椅子使用者用駐車施設を１以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。	
	10　（略）	（略）		10　（略）	（略）
				11　劇場等の客席	政令第15条の規定により設ける車椅子使用者用部分の奥行き

新旧対照表

現　　行		
11　1から10までに共通する事項	(1)　移動等円滑化経路	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にすること。 ア　建築物（学校及び共同住宅等の施設を除く。）の地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。） イ　建築物が共同住宅又は寄宿舎である場合　道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
	(2)　標識	次に掲げる特別特定建築物にあっては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近の見やすい位置に、当該階段があることをＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ア　イからエまでに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの イ　官公署及び停車場等 ウ　公衆便所　床面積の合計50平方メートル以上のもの エ　次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの (ｱ)　学校 (ｲ)　物販店舗 (ｳ)　ホテル等 (ｴ)　遊技場 (ｵ)　クリーニング取次店等 (ｶ)　共同住宅 (ｷ)　寄宿舎
	(3)　案内設備	ア　政令第20条第１項の規定により設けるものとする案内板は、ＪＩＳ適合図を用いて表示すること。 イ　政令第20条第１項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとすること。ただし、当該階段の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ウ　政令第20条第２項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段及び駐車施設の配置を表示するものとすること。
	(4)　案内設備までの経路	政令第21条第２項の規定によるものとする視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分は、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち２の(2)のアからウまで、３の(5)のア及びイ並びに４の(4)のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。 ア　段又は傾斜路の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 イ　段又は傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部

改　正　案		
		は、140センチメートル以上とすること。
12　1から11までに共通する事項	(1)　移動等円滑化経路	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にすること。 ア　建築物（学校及び共同住宅等の施設を除く。）の地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。） イ　建築物が共同住宅又は寄宿舎である場合　道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに１の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
	(2)　標識	次に掲げる特別特定建築物にあっては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近の見やすい位置に、当該階段があることをＪＩＳ適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ア　イからエまでに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの イ　官公署及び停車場等 ウ　公衆便所　床面積の合計50平方メートル以上のもの エ　次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの (ｱ)　学校 (ｲ)　物販店舗 (ｳ)　ホテル等 (ｴ)　遊技場 (ｵ)　クリーニング取次店等 (ｶ)　共同住宅 (ｷ)　寄宿舎
	(3)　案内設備	ア　政令第21条第１項の規定により設けるものとする案内板は、ＪＩＳ適合図を用いて表示すること。 イ　政令第21条第１項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとすること。ただし、当該階段の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 ウ　政令第21条第２項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段及び駐車施設の配置を表示するものとすること。
	(4)　案内設備までの経路	政令第22条第２項の規定によるものとする視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分は、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち２の(2)のアからウまで、３の(5)のア及びイ並びに４の(4)のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。 ア　段又は傾斜路の上端に近接する部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する部分 イ　段又は傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものであって、段又は傾斜がある部

新旧対照表

現　　行

		分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する踊場の部分 ウ　車路を横断する部分

別表第４の５（第12条の６関係）

整備箇所	整備基準
１～３　（略）	（略）
４　便所	ホテル等にあっては、高齢者等が利用する便所（客室の内部に設けるものを除く。）のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、別表第３の第１の７の(1)のアの(ｱ)及び(ｲ)、(2)並びに(3)のイからエまでに掲げるものとすること。
５　（略）	（略）

改　正　案

		分と連続して手すりを設けるものに限る。）又は下端に近接する踊場の部分 ウ　車路を横断する部分

別表第４の５（第12条の６関係）

整備箇所	整備基準
１～３　（略）	（略）
４　便所	ホテル等にあっては、高齢者等が利用する便所（客室の内部に設けるものを除く。）のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、別表第３の第１の７の(2)のアの(ｱ)及び(ｲ)、(3)並びに(4)のイからエまでに掲げるものとすること。
５　（略）	（略）

新旧対照表

現　　行

様式第２号（第７条関係）

正　本

路外駐車場等建築等（変　更）届

様

年　　月　　日

届出者　住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電　話（　　）　　―

電子メール

福祉のまちづくり条例第15条（第17条）の規定により、次のとおり路外駐車場等の建築等（変更）の内容を届け出ます。

駐車場の所在地						
規　模	駐車場の区域の面積	㎡	駐車の用に供する部分の面積	㎡	駐車区画の数	
障害者が利用できる駐車区画	駐車区画の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無
		床面の高低差				cm
		傾斜路	有　・　無	有効幅員　cm	勾配／	
			踊り場	傾斜路の高低差		cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無
				踏幅		cm
			縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁			有・無
			手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm	
			表面の色彩の識別のしやすさについての配慮			有・無
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の３第２項第１号に掲げる昇降機			有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無
		有効幅員				cm
		排水溝				有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無
		自動車用の通路との分離				有・無
	駐車区画の幅					cm
	外部出入口等からの距離					m
	駐車区画面へのＪＩＳ適合図記号による表示及びＪＩＳ適合図記号による標識の設置					有・無
	駐車区画へ誘導するためのＪＩＳ適合図記号による案内板の設置					有・無
	駐車区画を設置している旨のＪＩＳ適合図記号による表示					有・無

改　正　案

様式第２号（第７条関係）

正　本

路外駐車場等建築等（変　更）届

様

年　　月　　日

届出者　住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電　話（　　）　　―

電子メール

福祉のまちづくり条例第15条（第17条）の規定により、次のとおり路外駐車場等の建築等（変更）の内容を届け出ます。

駐車場の所在地						
規模	駐車場の区域の面積	㎡	駐車の用に供する部分の面積	㎡		
	駐車施設の数		左記のうちバリアフリー対応の機械式駐車場の駐車施設の数			
敷地内の通路	滑りにくい仕上げについての配慮					有・無
	床面の高低差					cm
	段	有・無				
		縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
		踏面の端部の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
		段の構造	段鼻の突き出し等	有・無	蹴込板・滑り止め	有・無
			主たる階段の回り階段	有・無		
	傾斜路	有・無		勾配　／		
		縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
		表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
	視覚障害者に対する段差、傾斜、車路の存在の警告（点状ブロック等の敷設）					有・無
車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（バリアフリー対応の機械式駐車場を除く。）	駐車施設の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	傾斜路	有・無	有効幅員　cm		勾配　／
			踊り場	傾斜路の高低差		cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無
				踏幅		cm
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の３第２項第１号に掲げる昇降機			有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無
		有効幅員				cm
		排水溝				有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無

新旧対照表

現　　行

工事着手予定年月日	年　　月　　日	工事完了予定年月日	年　　月　　日
	代理者	設計者	工事施工者
氏　　名			
事務所の所在地			
事務所の名称	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール
※受付欄		※処理欄	

備考　1　所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

2　※印のある欄は、記入しないでください。

改　正　案

	駐車施設の幅	cm
	外部出入口等からの距離	m
	駐車施設の区画面へのＪＩＳ適合図による表示及びＪＩＳ適合図による標識の設置	有・無
	駐車場出入口付近へのＪＩＳ適合図による駐車施設を設置している旨の表示及び駐車施設へ誘導する案内板の設置	有・無

工事着手予定年月日	年　　月　　日	工事完了予定年月日	年　　月　　日
	代理者	設計者	工事施工者
氏　　名			
事務所の所在地			
事務所の名称	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール
※受付欄		※処理欄	

備考　1　所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

2　この様式において「バリアフリー対応の機械式駐車場」とは、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている機械式駐車場をいいます。

3　※印のある欄は、記入しないでください。

新旧対照表

現　　行

副　本

路外駐車場等建築等（変　更）届

様

年　　月　　日

届出者　住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電　話（　　）　　―

電子メール

福祉のまちづくり条例第15条（第17条）の規定により、次のとおり路外駐車場等の建築等（変更）の内容を届け出ます。

駐車場の所在地						
規　模	駐車場の区域の面積	㎡	駐車の用に供する部分の面積	㎡	駐車区画の数	
障害者が利用できる駐車区画	駐車区画の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	滑りにくい仕上げについての配慮				有・無
		床面の高低差				cm
		傾斜路	有　・　無	有効幅員　cm	勾配／	
			踊り場	傾斜路の高低差		cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無
				踏幅		cm
			縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁			有・無
			手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm	
			表面の色彩の識別のしやすさについての配慮			有・無
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の３第２項第１号に掲げる昇降機			有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無
		有効幅員				cm
		排水溝				有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無
		自動車用の通路との分離				有・無
	駐車区画の幅					cm
	外部出入口等からの距離					m
	駐車区画面へのＪＩＳ適合図記号による表示及びＪＩＳ適合図記号による標識の設置					有・無
	駐車区画へ誘導するためのＪＩＳ適合図記号による案内板の設置					有・無
	駐車区画を設置している旨のＪＩＳ適合図記号による表示					有・無

改　正　案

副　本

路外駐車場等建築等（変　更）届

様

年　　月　　日

届出者　住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電　話（　　）　　―

電子メール

福祉のまちづくり条例第15条（第17条）の規定により、次のとおり路外駐車場等の建築等（変更）の内容を届け出ます。

駐車場の所在地						
規模	駐車場の区域の面積	㎡	駐車の用に供する部分の面積	㎡		
	駐車施設の数		左記のうちバリアフリー対応の機械式駐車場の駐車施設の数			
敷地内の通路	滑りにくい仕上げについての配慮					有・無
	床面の高低差					cm
	段	有・無				
		縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
		踏面の端部の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
		段の構造	段鼻の突き出し等	有・無	蹴込板・滑り止め	有・無
			主たる階段の回り階段	有・無		
	傾斜路	有・無		勾配　／		
		縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
		表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
	視覚障害者に対する段差、傾斜、車路の存在の警告（点状ブロック等の敷設）					有・無
車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（バリアフリー対応の機械式駐車場を除く。）	駐車施設の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	傾斜路	有・無	有効幅員　cm		勾配　／
			踊り場	傾斜路の高低差		cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無
				踏幅		cm
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の３第２項第１号に掲げる昇降機			有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無
		有効幅員				cm
		排水溝				有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無
	駐車施設の幅					cm

新旧対照表

現　　行

工事着手予定年月日	年　　月　　日	工事完了予定年月日	年　　月　　日
	代理者	設計者	工事施工者
氏　　名			
事務所の所在地			
事務所の名称	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール

※受付欄		※処理欄	

※通知欄	年　　月　　日 様 印
	（通知の内容） 1　受理年月日　　年　　月　　日 2　受理番号　　第　　号 3　指導又は助言の内容

改　正　案

	外部出入口等からの距離	m
	駐車施設の区画面へのＪＩＳ適合図による表示及びＪＩＳ適合図による標識の設置	有・無
	駐車場出入口付近へのＪＩＳ適合図による駐車施設を設置している旨の表示及び駐車施設へ誘導する案内板の設置	有・無

工事着手予定年月日	年　　月　　日	工事完了予定年月日	年　　月　　日
	代理者	設計者	工事施工者
氏　　名			
事務所の所在地			
事務所の名称	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール

※受付欄		※処理欄	

※通知欄	年　　月　　日 様 印
	（通知の内容） 1　受理年月日　　年　　月　　日 2　受理番号　　第　　号 3　指導又は助言の内容

新旧対照表

現　　行

様式第８号（第12条関係）

路外駐車場等建築等通知書

年　　月　　日

様

通知者　所在地

名称及び代表者の氏名

電　話（　　）　　―

電子メール

福祉のまちづくり条例第21条第２項の規定により、次のとおり路外駐車場等の建築等の内容を通知します。

駐車場の所在地							
規模	駐車場の区域の面積	㎡	駐車の用に供する部分の面積	㎡	駐車区画の数		
障害者が利用できる駐車区画	駐車区画の数						
	駐車場の外部出入口等までの通路	滑りにくい仕上げについての配慮					有・無
		床面の高低差					cm
		傾斜路	有　・　無	有効幅員　cm	勾配／		
			踊り場	傾斜路の高低差			cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置			有・無
				踏幅			cm
			縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
			手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
			表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の３第２項第１号に掲げる昇降機				有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面				有・無
		有効幅員					cm
		排水溝					有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋					有・無
		自動車用の通路との分離					有・無
	駐車区画の幅						cm
	外部出入口等からの距離						m
	駐車区画面へのＪＩＳ適合図記号による表示及びＪＩＳ適合図記号による標識の設置						有・無
	駐車区画へ誘導するためのＪＩＳ適合図記号による案内板の設置						有・無
	駐車区画を設置している旨のＪＩＳ適合図記号による表示						有・無

改　正　案

様式第８号（第12条関係）

路外駐車場等建築等通知書

年　　月　　日

様

通知者　所在地

名称及び代表者の氏名

電　話（　　）　　―

電子メール

福祉のまちづくり条例第21条第２項の規定により、次のとおり路外駐車場等の建築等の内容を通知します。

駐車場の所在地						
規模	駐車場の区域の面積	㎡	駐車の用に供する部分の面積	㎡		
	駐車施設の数		左記のうちバリアフリー対応の機械式駐車場の駐車施設の数			
敷地内の通路	滑りにくい仕上げについての配慮					有・無
	床面の高低差					cm
	段	有・無				
		縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
		踏面の端部の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
		段の構造	段鼻の突き出し等	有・無	蹴込板・滑り止め	有・無
			主たる階段の回り階段	有・無		
	傾斜路	有・無	勾配　／			
		縁端部の５cm以上の立ち上がり又は側壁				有・無
		手　す　り	両側有・片側有・無	高さ　cm		
		表面の色彩の識別のしやすさについての配慮				有・無
	視覚障害者に対する段差、傾斜、車路の存在の警告（点状ブロック等の敷設）					有・無
車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（バリアフリー対応の機械式駐車場を除く。）	駐車施設の数					
	駐車場の外部出入口等までの通路	傾斜路	有・無	有効幅員　cm	勾配　／	
			踊り場	傾斜路の高低差		cm
				高低差75cm以内ごとの踊り場の設置		有・無
				踏幅		cm
		車椅子使用者用特殊構造昇降機	建築基準法施行令第129条の３第２項第１号に掲げる昇降機			有・無
			昇降路の出入口に接する乗り場の水平面			有・無
		有効幅員				cm
		排水溝				有・無
		排水溝を設ける場合の表面が滑りにくく車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋				有・無
	駐車施設の幅					cm
	外部出入口等からの距離					m

新旧対照表

現　　行

工事着手予定年月日	年　　月　　日	工事完了予定年月日	年　　月　　日
	代理者	設計者	工事施工者
氏　　名			
事務所の所在地			
事務所の名称	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール

備考　所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

改　正　案

	駐車施設の区画面へのＪＩＳ適合図による表示及びＪＩＳ適合図による標識の設置	有・無
	駐車場出入口付近へのＪＩＳ適合図による駐車施設を設置している旨の表示及び駐車施設へ誘導する案内板の設置	有・無

工事着手予定年月日	年　　月　　日	工事完了予定年月日	年　　月　　日
	代理者	設計者	工事施工者
氏　　名			
事務所の所在地			
事務所の名称	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール	電話（　）　― 電子メール

備考　1　所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

2　この様式において「バリアフリー対応の機械式駐車場」とは、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている機械式駐車場をいいます。